

市民委員会資料②

1 所管事務の調査（報告）

(3) 八ヶ岳少年自然の家について

資料1 川崎市八ヶ岳少年自然の家における衛生管理及び安全管理について

資料2 川崎市八ヶ岳少年自然の家における衛生管理及び安全管理に関する
検証報告書

市民・こども局こども本部

（平成28年1月28日）

1 事故等の発生について

【トコジラミの発生について】

6月、自然教室で使用した小・中学校各1校の複数の児童から湿疹等の症状が出たため、指定管理者は施設内の寝具取替えのほか、原因究明のため調査を実施したところ、トコジラミが発見された。子どもを中心とした団体が利用している施設であることから、安全性を考慮し、施設の利用を一時中止し、全5棟の害虫駆除の実施を決定した。

利用中止期間 平成27年6月30日～12月18日（約5か月間）

【バーベキュー場での事故について】

4月、バーベキュー場で、スタッフの不注意により、ジェル状の着火剤が飛散・引火し、利用者が火傷を負い、救急搬送及び入院を伴う事故が発生した。

2 市による指定管理者への指導内容

事故等を受け、市は指定管理者に対し、以下の指示・指導を行った。

【衛生管理について】

● 休止期間中の管理体制

・ 休止中の施設管理、問合せ対応、消毒作業立会い、施設修繕の確認等、再開に向けた準備

● 消毒（トコジラミ駆除）作業、寝具の消毒及び畳の入れ替え

・ 捕獲器設置による害虫の生息確認及び薬剤散布、寝具の消毒、被害があった棟の畳入れ替え

● 施設補修その他消毒作業に付随する作業

・ 建具の隙間・裏側、家具や設置機器の隙間・裏側への薬剤散布、汚損または電気系統損傷に伴う設置機器等備品の入れ替え等

【安全管理について】

● 火気の取り扱い等

・ 着火剤の使用中止、火気の取扱方法に対する全職員へ周知徹底、屋外使用時の救急箱配置

● 薪や火器類の保管をしている倉庫の施錠

・ 火器類の保管倉庫は鍵を設置し常時施錠、開錠の際は職員による立会いを行うこと

● 職員同士の連絡方法の改善等

・ 職員専用の無線機（デジタルトランシーバー）等を購入・配置、職員体制の見直し等

3 指定管理者による改善内容

● マニュアルの見直し、分野別マニュアルの整備及び施設職員に対する研修

・ 専門機関の監修の下、マニュアル内容の見直しを行った。分野別のマニュアルも作成し、施設の全職員に周知徹底した。
・ 施設職員研修の年度計画を作成し、実施した。

● 衛生管理の改善点

● 安全管理の改善点

指導内容に基づき改善を行った。

4 施設再開に向けて市が確認したこと

● 消毒（トコジラミ駆除）状況の確認（トコジラミ生息確認含む）

・ 駆除業者による最終調査終了後、指定管理者から報告を受けた市は、10月9、10日、現地確認を行い、消毒の実施状況、必要な施設改修箇所を確認した。

● 施設再開に向けた施設内の準備状況

・ 鳥の棟の新畳入替、全宿泊棟の暖房機・照明器具の点検、壁・柱の補修、清掃、寝具等の再度加熱乾燥消毒等の実施状況を、12月12、13日にチェックリストに基づき確認した。

● 指定管理者による研修

・ 平成27年度八ヶ岳少年自然の家講習・研修会計画に則り、実施していることを確認した。

● 施設再開の決定及び再開に関する広報

・ 10月13日、指定管理者からの報告を受け、再開に関する庁内会議を開催し、施設再開を決定、市政だより10月21日号、ホームページに掲載した。

5 施設再開後の確認

● 利用者アンケートの確認

平成27年12月19日～平成28年1月5日集計分（計43人）

・ 利用者の9割以上が施設の利用に満足している。

・ 衛生面については、清掃状況等概ね満足を得られている。

● 衛生管理・安全管理の状況確認

・ ノロウイルス対策として、食堂前の廊下の手洗い場の水洗を自動水洗に改修

・ 迅速かつ衛生的な処理が行えるよう、汚物処理キットを食堂内の見えるところに配置

● 再発防止に向けた安全研修・衛生管理研修と対応マニュアルの見直し及び利用者への啓発

・ 施設利用者に対する害虫の持ち込み防止への啓発

・ 害虫の早期発見への対応策（清掃、目視確認の徹底、捕獲器設置による監視）

・ 寝具等の乾燥、加熱消毒回数拡充

◎ 休止期間中の指定管理料及びトコジラミ発生に伴う駆除費用について

休止期間中の指定管理料及び駆除費用については、以下のような考え方で現在金額を精査しています。

・ 休止期間中の指定管理料については、休止期間中に発生した必要経費を除いた額を市に返還してもらうことを考えています。

・ トコジラミの発生については予見しづらく、発生を完全に防御することは難しいですが、極力発生を防ぐよう、また、発生した場合は速やかに駆除等を行うことは、公の施設の維持管理を行う者として当然の義務であると認識していますので、指定管理者は、通常の維持管理業務の一環として駆除作業等を行いました。

川崎市八ヶ岳少年自然の家における
衛生管理及び安全管理に関する報告書

平成28年1月

川崎市市民・こども局こども本部

目次	
1	八ヶ岳少年自然の家 施設概要及び利用統計 1
2	事故等の発生について 2
	(1) トコジラミの発生について
	(ア) トコジラミ発見までの概要
	(イ) トコジラミ確認後の対応及び施設休止の決定
	(ウ) トコジラミ発生の原因
	(エ) 指定管理者による衛生管理
	(2) バーベキュー場での事故について
	(ア) 事故発生の状況
	(イ) 事故の原因
	(ウ) 施設の安全管理体制
3	市による指定管理者への指導内容 4
	(1) 衛生管理について
	(ア) 休止期間中の管理体制について
	(イ) 消毒（トコジラミ駆除）作業、寝具の消毒及び畳の入れ替えについて
	(ウ) 施設補修その他消毒作業に付随する作業について
	(エ) 施設再開までに行うこと及び再開後に行うことについて
	(2) 安全管理について
	(ア) 火気の取り扱い等について
	(イ) 薪や火器類の保管をしている倉庫の施錠について
	(ウ) 職員同士の連絡方法の改善等について
4	指定管理者による改善内容の報告 6
	(1) マニュアルの見直し、分野別マニュアルの整備及び施設職員に対する研修
	(2) 衛生管理
	(3) 安全管理
5	施設再開に向けて市が確認したこと 7
	(1) 消毒（トコジラミ駆除）状況の確認（トコジラミ生息確認含む）
	(2) 施設再開に向けた施設内の準備状況
	(3) 指定管理者による研修
	(4) 施設再開の決定及び再開に関する広報
6	施設再開後の確認 8
	(1) 利用者アンケートの確認
	(2) 衛生管理・安全管理の状況確認
	(3) 再発防止に向けた安全研修・衛生管理研修と対応マニュアルの見直し及び利用者への啓発について
<資料>	川崎市八ヶ岳少年自然の家見取図、害虫駆除スケジュール 10
	実地調査指導チェックリスト 12
	川崎市八ヶ岳少年自然の家アンケート調査結果について 15

平成27年度、川崎市八ヶ岳少年自然の家（以下、「八ヶ岳少年自然の家」という）において、トコジラミの発生による約5か月の施設利用の休止に際しましては、トコジラミの被害に遭われた皆様、また、施設利用休止により、楽しみにしていた八ヶ岳少年自然の家の利用ができなくなられた児童生徒や団体の皆様に対し、深くおわびを申し上げます。

さらにスタッフの不注意により救急搬送、入院を伴う怪我を負う事故につきましても、怪我を負われた利用者様並びに関係者の皆様に対し、深くおわびを申し上げます。

この度、八ヶ岳少年自然の家の衛生管理及び安全管理に関して、市民・こども局こども本部において、原因調査を行い、指定管理者に改善点等を指導するとともに、その後、指定管理者とともにトコジラミ駆除の実施内容の確認や衛生面、安全面での再発防止策等に取り組んでまいりましたので、その内容を報告いたします。

1 八ヶ岳少年自然の家 施設概要及び利用統計

所在地： 長野県諏訪郡富士見町字広原12067-482
開設年月： 昭和52年8敷 地面積： 356,691.4㎡
建設面積： 9,980.8㎡ [構造] 鉄筋コンクリート造、一部木造
施設： センターハウス棟、アストロハウス、ワーキングホール
宿泊棟（「鳥」「山」「花」「星」「村」の5棟）
野外炊飯場、バーベキュー場等
指定管理者： 一般社団法人富士見町開発公社
法人所在地： 長野県諏訪郡富士見町富士見6666-703
指定管理期間： 第1期 平成18年4月1日～23年3月31日
第2期 平成23年4月1日～28年3月31日
利用統計： 延べ利用人数 99,127人（平成26年度実績）

種別毎利用人数（割合）

学校関係	74,196人（74.85%）
青少年団体	14,715人（14.84%）
その他団体	2,436人（2.46%）
グループ・家族	6,442人（6.50%）
日帰り	1,338人（1.35%）

2 事故等の発生について

(1) トコジラミの発生について

(ア) トコジラミ発見までの概要（日時においては平成27年度内）

- ・ 5月に自然教室を実施した中学校1校から、実施後複数の生徒から湿疹の症状があったことが6月12日に教育委員会指導課に報告された。
- ・ 6月に自然教室を実施した小学校1校から、実施後複数の児童及び1人の教員から湿疹の症状があったことが6月24日に八ヶ岳少年自然の家に報告され、八ヶ岳少年自然の家から教育委員会指導課に報告された。
- ・ 同時期に自然教室を実施した小学校から情報を収集したところ、2校から複数名の児童から湿疹及び発熱の報告があった。
- ・ 湿疹及び発熱の原因は不明であったが、症状のあった児童生徒及び教員の共通点として、施設の「鳥の棟」の利用が確認されたため、6月24日に八ヶ岳少年自然の家の指定管理者に、「鳥の棟」の寝具取替え及び原因の調査を依頼した。
- ・ 6月26日、八ヶ岳少年自然の家の指定管理者から教育委員会及びこども本部に「鳥の棟」「山の棟」でトコジラミと思われる成虫を発見したとの報告があった。
- ・ 6月27日、28日の学校以外の団体・一般利用は、トコジラミと思われる成虫が発生していない宿泊棟（星の棟及び村の棟）を使用した。
- ・ 教育委員会では、6月29日から自然教室での利用を予定していた小学校4校について、実施を見合わせることを決定した。
- ・ 6月29日、成虫がトコジラミであることを害虫駆除業者が確認した。

(イ) トコジラミ確認後の対応及び施設休止の決定

- ・ 本施設は、主に学校関係（約75%）、青少年団体（約15%）と子どもを中心とした団体が利用しているところから安全性を考慮する必要がある。また、宿泊者やスタッフによりトコジラミが移動したことも考えられるため、市、教育委員会、指定管理者協議の上、施設の利用を一時中止し、全5棟のトコジラミ駆除を実施することを決定した。
- ・ 利用中止期間
平成27年6月30日（火）から12月18日（金）までの約5か月間
- ・ 5か月とした理由
 - ◎宿泊棟を中心に2クール薬剤散布による駆除に必要な期間が2か月
 - ◎トコジラミ対策用の強い薬剤の散布を行うため、利用者の化学物質アレルギー等の健康への影響を考慮し、薬剤の効力がほぼ減退する期間が3か月計5か月とした。

・利用中止期間（5 か月間）の影響人数

◎自然教室<小学校>	79校	8,941人
◎青少年団体	71団体	3,928人
◎一般団体・家族	86団体	1,004人
◎日帰り利用	2団体	121人

合計	238団体
	13,994人

(ウ) トコジラミ発生の原因

- ・八ヶ岳少年自然の家の所在している長野県諏訪地域では、近年、トコジラミの発生が無く、トコジラミが飛翔して移動できないことを考えると、外部から施設内に持ち込まれたことが考えられるが、発生の原因は、特定できなかった。
- ・6月当初に教育委員会から八ヶ岳少年自然の家に消毒依頼があった際、通常の害虫駆除を行い、寝具取替えを行ったところだが、児童生徒に湿疹等の症状が出た際、自然教室を行う過程におけるかぶれ等と判断したり、帰宅後、医療機関に受診した際にもトコジラミの吸血による湿疹とは特定できなかった。
- ・6月下旬に児童生徒の被害が多かった部屋からトコジラミと思われる成虫を発見したため、専門業者に依頼をし、その成虫をトコジラミと特定した。

(エ) 指定管理者による衛生管理

- ・「川崎市八ヶ岳少年自然の家指定管理業務仕様書」の「環境衛生管理」に基づき、衛生害虫駆除及び所内殺菌消毒等を実施することになっており、平成26年度においては、館内備品消毒清掃を平成26年5月と平成27年2月に実施していた。
また、平成27年度は、当初の予定通り6月20日にネズミ、ゴキブリ、ダニ、ノミ等の防除目的の薬剤散布を実施していた。

<参考>トコジラミの特徴

- ・トコジラミは、カメムシ目トコジラミ科の昆虫で、吸血性である。一部の種で人間を主な吸血源とする。トコジラミは雄雌ともに吸血し、幼虫・成虫にかかわらずその全生存期間を通じて栄養分を血液に頼る。
- ・トコジラミはふつう夜間に吸血するが、厳密には夜行性ではなく、暗ければ昼間でも吸血することがある。普段は明かりを嫌い、壁の割れ目など隙間に潜んでいる。
- ・トコジラミは翅を持たないため自力では長距離を移動することはできない。しかし、人間の荷物または輸送される家具などに取り付くことでその分布を拡大する。
- ・現在の日本では普通は目にすることがなくなったが、近年、外国人観光客が増加したことによって、彼らの体や荷物に付着して、母国から持ち込まれたトコジラミが宿泊した宿に入り込み、東京や大阪など都市部の宿泊施設を中心に発生例が相次いでいる。
- ・約50年前にDDTの使用によりほぼ根絶やしにされたトコジラミが新たに殺虫剤への薬剤耐性を身につけた「スーパーナンキンムシ」に進化したこと、害虫の防除に使われる殺虫剤が毒性の弱いものへと移行したことが再来の原因ではないかと報道されている。

(2) バーベキュー場での事故について

(ア) 事故発生状況

- ・4月、利用者が屋外バーベキュー場で炭の火起こしをしていたところ、火がまだ起きていないと判断したスタッフがジェル状の着火剤を炭に付けようとした際、着火剤が飛散し、引火したため利用者が火傷を負ってしまい、救急搬送及び入院を伴う事故が発生した。

(イ) 事故の原因

- ・屋外バーベキュー場において、スタッフの不注意により火起こしをしている最中にジェル状の着火剤を使用するという火気の不適切な取り扱いをしたため。

(ウ) 施設の安全管理体制

- ・薪や火器類の保管をしている倉庫は、施設利用者の自主性を促すため鍵を常時開けているため、保管してある物品が自由に、また必要以上に使用できていた。
- ・緊急時の職員間の連絡体制が内線か携帯電話と双方向だけとなっていたため、勤務している職員全員が事故発生情報を共有するまでに時間がかかっていた。

3 市による指定管理者への指導内容

(1) 衛生管理について

トコジラミを発見し、施設を休止したことを受け、7月2日に市職員を現地に派遣し、現状を確認するとともに、以下の項目を指導した。

(ア) 休止期間中の管理体制について

- ・施設休止中も引き続き施設の管理を行い、利用休止等の問い合わせに対応するとともに、消毒等作業の立会いや施設の修繕確認等を行い、施設利用再開に向けた準備を行うこと。

(イ) 消毒（トコジラミ駆除）作業、寝具の消毒及び畳の入れ替えについて

- ・宿泊棟5棟の全部屋と共有スペースに捕獲器（トラップ）を設置し、トコジラミの生息を確認すること。トコジラミの生息確認は、消毒作業前に実施することにより生息場所を特定すること。また、全消毒作業の終了後にも実施し、根絶したかを確認すること。
- ・被害が出た宿泊棟の「鳥の棟」から薬剤散布を開始し、1棟あたり約1週間かけて行うこと。以後、「山」、「星・村」、「花」の順に実施し、それを2クール実施すること。
- ・その他、スタッフが業務を行っているセンターハウス棟（管理棟）、アストロハウスも薬剤散布を行うこと。
- ・寝具の消毒は、施設から一旦持ち出し、専門業者で丸洗いと加熱乾燥消毒を実施した後、施設内の消毒期間中は別施設で一時保管すること。施設の消毒終了後、施設再開時に合わせ再度全ての寝具を加熱乾燥消毒し、部屋に配置すること。

- ・トコジラミの特性として畳にも潜んでいる可能性があることから、被害があった「鳥の棟」の畳（268畳）はすべて廃棄し、施設再開時に新品に入れ替えること。

(ウ) 施設補修その他消毒作業に付随する作業について

- ・トコジラミの特性として家具や建具の隙間に入り込んで生息するため、駆除作業（薬剤散布）は、宿泊棟の畳、絨毯（カーペット）に散布するだけでなく、建具の隙間・裏側、家具や設置機器の隙間・裏側にも散布することになる。したがって、薬剤で汚損した壁、柱、絨毯（カーペット）の改修を行うこと。また、散布薬剤により電気系統が損傷した設置機器や備品が確認された場合、機器、備品の入れ替えを実施すること。

(エ) 施設再開までに行うこと及び再開後に行うことについて

- ・施設再開までに衛生管理に関する各種マニュアルを見直すこととそれを職員に周知する研修計画を作成し、実施すること。
- ・利用再開した際、利用者アンケートを実施し、まとめること。
- ・その他、衛生管理を行ううえで必要な施設の改修や備品配置を行うこと。
- ・以上の作業、改善点、再発防止策を施設の再開予定日前日の12月18日までに言い、報告するように指導した。

(2) 安全管理について

事故が発生し、指定管理者からの報告を受け、4月28日に市職員を現地に派遣し、施設の現状及び事故現場を確認するとともに、以下の項目を指導した。

(ア) 火気の取り扱い等について

- ・ただちに着火剤の使用中止を行うことと火器類の保管及び火気の取り扱い方法について全職員への徹底を行うこと。
- ・屋外における火気取り扱い場所への消火器類の配置を行うこと。また、団体が利用する際、利用者とともに消火器類の場所の確認の徹底を行うこと。
- ・屋外において火気取り扱い場所を団体が利用する際、毎回、職員が救急用品の配置を行うこと。

(イ) 薪や火器類の保管をしている倉庫の施錠について

- ・薪や火器類の保管をしている倉庫は、施設利用者の自主性を促すため鍵を常時開けているが、倉庫に鍵の設置をし、常時施錠するよう変更すること。また、開錠の際は職員が必ず立ち会うこと。

(ウ) 職員同士の連絡方法の改善等について

- ・職員同士の連絡方法は、内線電話か携帯電話において行っているが、職員専用の無線機（デジタルトランシーバー）等を購入・配置し、無線機を所持している者が同時に情報共有できるように変更をすること。

- ・屋外において火気を取り扱う利用者がある場合、センターハウス棟の職員体制の見直しを行うこと。(複数体制の実施)
- ・緊急時対応マニュアルの見直しを早急に行うこと。
- ・以上の改善点、再発防止策を5月8日までに報告するように指導した。

4 指定管理者による改善内容の報告

(1) マニュアルの見直し、分野別マニュアルの整備及び施設職員に対する研修

- ・現在整備している「安全管理マニュアル」の見直しを行い、「安全管理マニュアル」と「緊急時対応マニュアル」に分け、記載内容の精査を行った。
- ・マニュアル内容は、フィールドワークの専門機関に監修を依頼し、指定管理者とともに見直しを行った。
- ・「安全管理マニュアル」は、過去の事案を分析した上で、徹底する項目を増やし、職員の安全意識を高めるためのマニュアルとした。
 その他、怪我、火災、大規模地震等の発生時の対応のための「緊急時対応マニュアル」、野外体験を実施するため施設内に点在する体験施設や備品の日常点検等必要な管理をまとめた「体験施設・物品管理マニュアル」、野外体験プログラムの運営方法や活動を指導する指導者スキル等を事前に把握・管理するための「指導者管理マニュアル」、アドベンチャー教育プログラムにおけるアクティビティ指導に関する「運営オペレーターマニュアル」等、分野別のマニュアルも作成し、全職員への徹底を行った。
- ・施設職員研修は、年度計画を作成し実施するとともに、職員研修によりマニュアル内容を変更する必要がある場合には、その都度、マニュアルの内容改定をした。

(2) 衛生管理

- ・宿泊棟5棟の全部屋と共有スペースに捕獲器(トラップ)を360個設置したところ、「鳥の棟」の7部屋からトコジラミの生息を確認した。その他の棟の各部屋からはトコジラミの生息が確認できなかった。
- ・この結果から、「鳥の棟」から薬剤散布を開始し、1棟あたりの薬剤散布に約1週間かけて行った。以後、「山」、「星・村」、「花」の順に実施し、それを2クール実施したが、トコジラミの生息を確認した「鳥の棟」の薬剤散布は、全6回実施した。
- ・スタッフが業務しているセンターハウス棟(管理棟)、アストロハウスも薬剤散布を実施し、9月5日に消毒作業を終了した。
- ・なお、散布した薬剤(商品名)は、プロ用キンチョール、ミラクンGX、サフロチンMCの3種となっている。(サフロチンの薬効が約3か月となっている。)
- ・寝具消毒は、施設から一旦持ち出し、専門業者で丸洗いと加熱乾燥消毒を実施した。加熱消毒後、富士見町内旧落合小学校校舎内で一時保管した。
- ・施設の消毒が終了した11月16日以降旧落合小学校から搬入し、施設再開時に合わせ再度全ての寝具を加熱乾燥消毒し、部屋に配置した。
 ※シーツ、布団カバー、枕カバー(546組)

- ・「鳥の棟」の畳（268畳）はすべて廃棄し、施設再開時に新品に入れ替えた。
- ・薬剤で汚損した壁、柱の改修、絨毯（カーペット）の交換を行った。また、散布薬剤により電気系統が損傷した火災報知機や煙感知器等の設置機器を新品と入れ替えた。

（3）安全管理

- ・火器類使用等に関する安全確保については、ジェル状着火剤の使用中止、火器類の保管及び火気の取り扱い方法について全職員への徹底、屋外における火気取り扱い場所への消火器類の配置と利用者への配置場所確認、火気取り扱い場所への救急用品の配置、倉庫の施錠による管理の徹底、倉庫開錠時の職員の立会い、無線機を配備することによる緊急時の連絡方法の改善、屋外で火気を取り扱う利用者がある場合の事務所職員体制の見直しを行った。
- ・また、職員同士の連絡方法は、職員専用の無線機（デジタルトランシーバー）を購入・配置し、無線機を所持している者が同時に情報共有できるように変更した。
- ・以上を5月6日付けで報告書としてまとめ、市に提出をした。

5 施設再開に向けて市が確認したこと

（1）消毒（トコジラミ駆除）状況の確認（トコジラミ生息確認含む）

- ・9月5日 被害にあった「鳥の棟」の最終薬剤散布を行い、駆除作業終了した。
- ・9月18日～19日 駆除業者による人オトリ法調査（人による宿泊調査）により、最終生息調査の実施した。
- ・9月19日 トコジラミの生息・刺咬被害は確認されず、駆除が終了したことが駆除業者から指定管理者に報告された。
- ・市は、以上の報告の内容を確認するため、10月9日、10日、現地調査を行い、消毒の実施状況を確認した後、指定管理者とともに再開までに必要な施設改修箇所の確認を行った。

（2）施設再開に向けた施設内の準備状況

- ・9月17日 「鳥の棟」の新畳（268畳）の入れ込み作業
- ・9月18日以降 全宿泊棟の畳の入れ込み作業開始
- ・10月1日以降 全宿泊棟の暖房機・照明器具の点検及び壁・柱の補修
- ・10月15日 防疫用殺虫剤残留検査を実施し、「鳥の棟」の部屋（カッコウ）以外は0.05mg/m²以下と安定していた。
- ・11月2日以降 全宿泊棟の清掃開始
- ・11月16日以降 全宿泊室の寝具等、再度加熱乾燥消毒し、部屋に配置
- ・11月25日以降 再度、全宿泊棟の清掃、部屋の備品の配置
- ・12月1日以降 食堂関係職員の出勤開始し、食堂エリアの清掃開始
- ・12月9日 防疫用殺虫剤残留検査を再度実施し、「鳥の棟」の部屋（カッコウ）は0.3mg/m²との結果が出たので、薬剤散布を6回実施した「鳥の棟」の部屋の畳、壁、

柱等から残留薬剤の拭き取りを実施した。

- ・以上の報告を受け、市は、12月12、13日に職員が宿泊し、トコジラミが生息していないことを確認し、施設の清掃状況、寝具、畳、絨毯（カーペット）や施設修繕及び設置機器等備品の入れ替え等再開までの最終確認を実施した。

また、「実施調査指導チェックリスト（衛生管理、安全管理）」に基づき、事故防止対策や災害対策の状況を確認した。

（３）指定管理者による研修

- ・「平成27年度八ヶ岳少年自然の家 講習・研修会」計画に則り、実施していることを確認した。

- ・また、市職員立会いの下、施設再開前の11月25日に開催された、施設職員に対する「安全指導講習会」の内容及び実施状況を確認した。

当日の研修項目（当日参加職員13名）

- ◎「マニュアルを基に安全についての再確認」（午前実施）
- ◎「情報の伝達方法の実践」（午前実施）
- ◎「フィールドの安全確認の視点（実技）」（午後実施）

（４）施設再開の決定及び再開に関する広報

- ・10月13日 指定管理者から「トコジラミ発生の経過と今後の方針について」の報告を受け、その後再開に関する庁内会議を開催した。
- ・施設利用再開の周知については、市政だより10月21日号に掲載を行うとともに、市ホームページに掲載をした。

6 施設再開後の確認

（１）利用者アンケートの確認

- ・施設再開後の平成27年12月19日から平成28年1月5日までに宿泊をした合計43人から利用者アンケートを回収し、集計を行った。
- ・その結果、利用者の9割以上が施設の利用に満足をしている。また、衛生面については、清掃状況等に概ね満足を得られていた。

※別添「八ヶ岳少年自然の家アンケート調査結果について」参照

- ・引き続き利用者アンケートの回収をし、指定管理者とともに利用者満足度の向上に努めたい。

（２）衛生管理・安全管理の状況確認

- ・衛生管理においては、トコジラミへの早期発見への対応だけでなく、ノロウイルスの発生を想定し、食堂前の廊下の手洗い場の水洗を自動水洗に改修、また、手洗い場も新規増設し、児童生徒が食事前に確実に手洗いが行えるようにした。
- ・吐しゃ物などの汚物処理キットを食堂内の壁など目に見えるところに設置し、付き添

い者でも迅速にかつ衛生的に処理が行えるようにした。また、職員もキットを適切に使えるように施設職員（保健師）による「嘔吐物処理講習会」を施設再開直前の12月14日に実施した。

- ・以上、新たな衛生対策を市職員が確認をした。

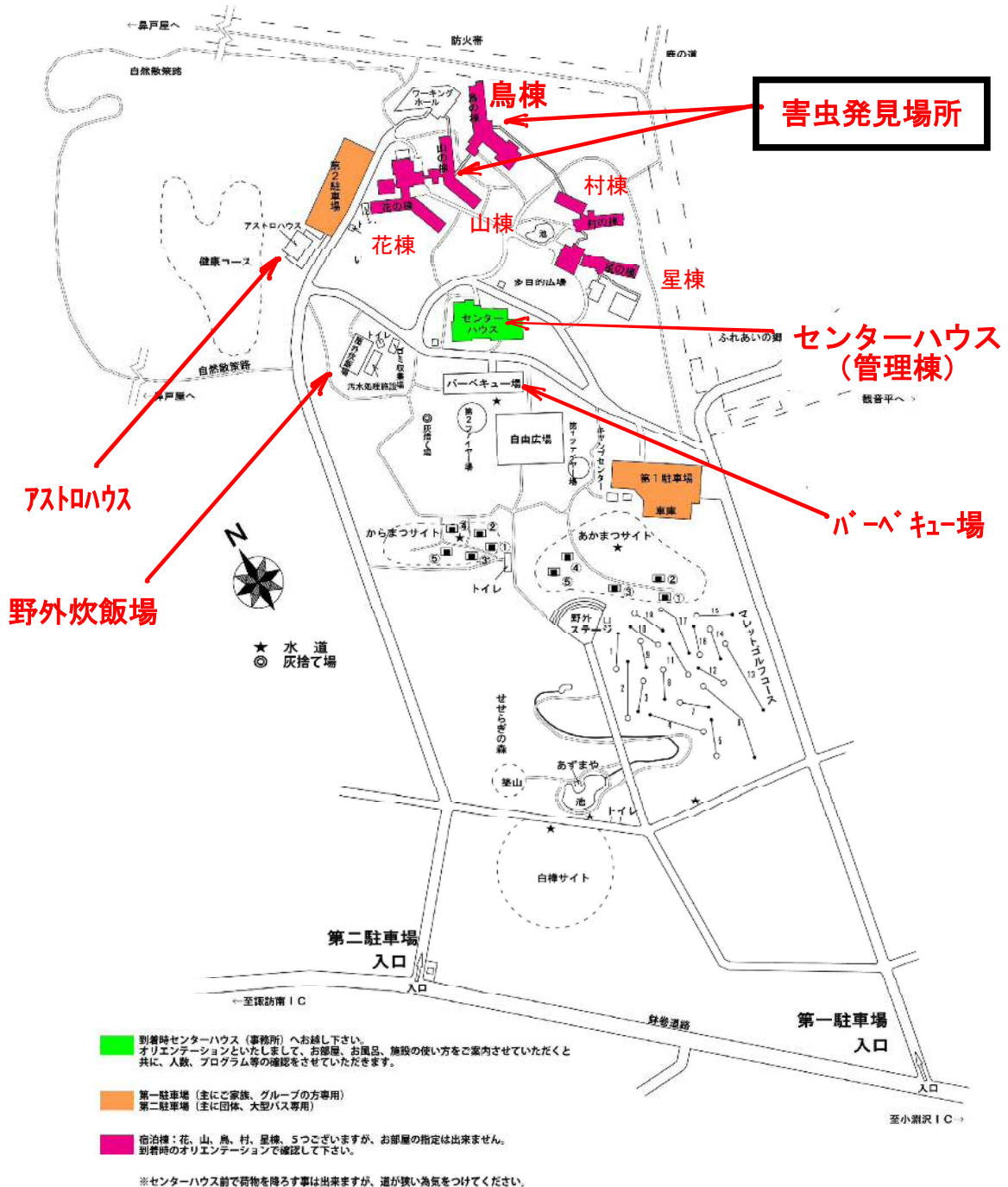
(3) 再発防止に向けた安全研修・衛生管理研修と対応マニュアルの見直し及び利用者への啓発について

- ・衛生管理計画、安全管理のための研修計画を毎年度指定管理者から提出させ、実施状況を確認していくこととする。
- ・また、施設の全職員が参加する研修に本市職員が立会う等、モニタリングと併せて行っていく。
- ・トコジラミは人間の荷物または輸送される家具などに取り付くことでその分布を拡大する特性があるので、施設利用者への事前調整会議等でチラシを配布し、トコジラミの持ち込み防止への啓発を行っていく。
- ・トコジラミの早期発見への対応策として
 - ◎利用者退所後の部屋清掃及び目視確認の徹底、強化を行う。
 - ◎「八ヶ岳少年自然の家トコジラミ対策実行計画」に基づき、捕獲器（トラップ）を宿泊棟の全部屋、共有スペースに設置し、専門業者による監視、確認を毎月実施する。
 - ◎寝具等の乾燥・加熱消毒回数の拡充（年2回→3回、7、11、3月）を行う。

指定管理施設、特に宿泊施設のある青少年教育施設として、市内の小中学校、児童生徒等が利用することから、今後も引き続き衛生管理及び安全管理を徹底するよう指導するとともに、再発防止策について指定管理者とともに適切なモニタリングに努めてまいります。また、被害に遭われた被害者様の一刻も早い回復をお祈りいたします。

川崎市八ヶ岳少年自然の家 見取図

住所；長野県諏訪郡富士見町境字広原12067番地482



害虫駆除スケジュール

期 間	鳥の棟	山の棟	星の棟・村の棟	花の棟
7/ 5～7/10	モニタリング（トラップを約360設置）			
7/11～7/16	薬剤散布（1回目）			
7/17～7/23	薬剤散布（2回目）	薬剤散布（1回目）		薬剤散布（1回目）
7/24～7/30	薬剤散布（3回目）	モニタリング （トラップを設置）	薬剤散布（1回目）	モニタリング （トラップを設置）
7/31～8/ 6	薬剤散布（4回目）		モニタリング （トラップを設置）	
8/ 7～8/13	薬剤散布（5回目）			
8/14～8/20	モニタリング （トラップを設置）			
8/21～8/27				
8/28～9/ 3				
9/ 4～9/11	薬剤散布（6回目）	薬剤散布（2回目）	薬剤散布（2回目）	薬剤散布（2回目）
9/12～9/18	モニタリング （トラップを設置）	モニタリング （トラップを設置）	モニタリング （トラップを設置）	モニタリング （トラップを設置）
9/19～9/25				

実地調査指導チェックリスト（衛生管理、安全管理）

施設名 (法人名)	()	社会教育施設	
日時 (実時間)	平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分 (・開始 時 分～ 時 分・終了 時 分～ 時 分)		ヒア : 講評 : 終了 :
○対応者	川崎市	市民・こども局こども本部青少年育成課	
	施設		
	法人		

1 事故防止及び防犯対策について

- 利用者の事故防止のための取組を行っているか。
- 事故のおそれのある場所等の再点検
- 職員の危機意識向上研修
- 点検事項遵守の定期的検証
- 事故防止、事故発生時対応マニュアル等の作成
- 事故の再発防止のための対策を講じているか。
- 防犯対策や事象発生時対応マニュアル等の作成など必要な措置を講じているか。

2 設備基準等の遵守について

- 設備基準が守られているか。
- 利用定員が守られているか。

3 事業計画について

- 事業計画を作成しているか。
- 事業計画の内容が適切か。
- 立案及び決定の方法は適切か。
- 決定の方法（理事会・職員会議等）は適切か。
- 前年度の総括に基づき立案しているか。

4 事業報告について

- 事業報告書を作成しているか。
- 事業報告書の内容が適切か。
- 立案及び決定の方法は適切か。
- 決定の方法（理事会・職員会議等）は適切か。
- 事業計画の総括に基づき立案しているか。

5 職員研修について

- 研修の機会を確保しているか。
- 研修計画を立てているか。
- 研修の成果を活用しているか。
- 職務関連資格の取得に配慮しているか。

6 建物設備等の管理について

(1) 建物設備の状況

- 構造、設備が基準を満たしているか。
- 認可(届出)内容と現状に差異はないか。
- 構造、設備に危険な箇所はないか。
- 施設内外の構造物、設備等の安全確保がなされているか。
- 建物、設備に関する点検記録が整備されているか。

(2) 施設の清掃及び害虫駆除

- 施設内外を清潔に保つとともに年に1回以上大掃除を行っているか。
- 害虫等の統一的な調査を半年に1回行い、必要な措置を講じているか。
- 害虫等の駆除記録を1年間保管しているか。

(3) 環境衛生の状況

- 大量調理施設において適切な衛生管理を行っているか。
- 浄化槽の清掃及び検査を実施しているか。

(4) 施設内の受動喫煙の防止

- 施設内及び敷地内で禁煙の措置を講じているか。

7 災害対策の状況

(1) 管理体制

- 防火管理者を選任し、届け出ているか。
- 管理的あるいは監督的地位にある者を選任しているか。
- 非常用備蓄をしているか。
- カーテン、絨毯等は防災性能を有しているか。
- 緊急連絡網及び宿泊者名簿(避難者名簿)を毎日、整備しているか。
- 夜間の防災体制が十分確保されているか。
- 消防署等、関係機関との連携に努めているか。
- 災害時における近隣住民等との応援・協力体制の確保に努めているか。

(2) 消防計画

- 消防計画を作成し、所管消防署に届けているか。
- 消防計画変更の際には変更の届出がされているか。
- 消防計画の内容について、関係者に周知しているか。
- 地震防災計画(事業所防災計画)を作成しているか。

(3) 消防署の立入検査

- 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。

(4) 防災訓練

- 避難・消火・通報訓練は法令・通達で定められている回数を実施しているか。
- 夜間を想定した訓練を実施しているか。
- あらかじめ避難訓練及び消火訓練について消防署への通知をしているか。
- 訓練結果の記録の整備をしているか。

(5) 消防用設備等

- 消防用設備等の点検・報告等を適正に実施しているか。
- 消防用設備等の自主点検をしているか。
- 避難器具及び非常通報装置を設置しているか。

川崎市八ヶ岳少年自然の家 アンケート調査結果について

1 調査概要

(1) 調査の目的

八ヶ岳少年自然の家利用再開後に当該施設利用者の感想・意見を調査することで、施設の状況や指定管理者の対応状況を把握する。

(2) 実施期間

平成27年12月19日～平成28年1月5日分

(3) 対象者及び実施方法

宿泊利用者に対しチェックイン時にアンケート調査票を配布し、清算時に回収

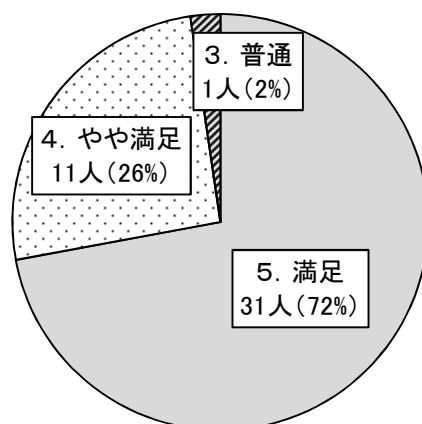
(4) 回収件数

43件

2 調査結果 ※一部抜粋

Q1. 実際にご利用されて今回の滞在の総合満足度はどのくらいですか。(○は1つ)

5. 満足=31人 4. やや満足=11人 3. 普通=1人
2. やや不満足=0人 1. 不満足=0人



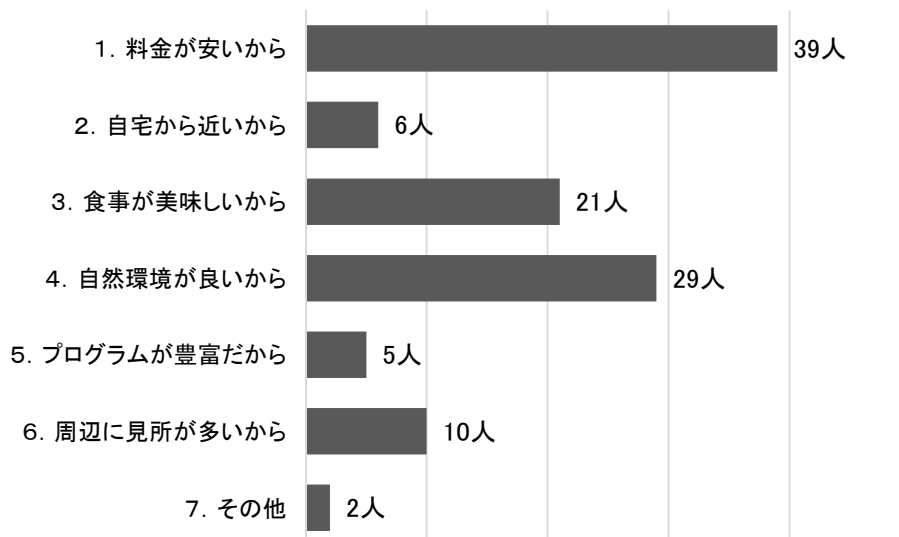
満足、やや満足合わせて、9割以上の利用者が施設の利用に対し満足を得られた状況である。

Q2. 今回のご利用内容に関して該当するものを選択してください。(複数回答可)

1. バーベキュー（野外炊飯）を行った=0件
2. 自然散策を行った=8件
3. スキー、スノーボード、雪遊びを行った=32件
4. その他=9件（ドライブ、ハイキング、休養、星の観察、学習、宿泊合宿）

Q 3. 川崎市八ヶ岳少年自然の家を利用した理由は何ですか。(複数回答可)

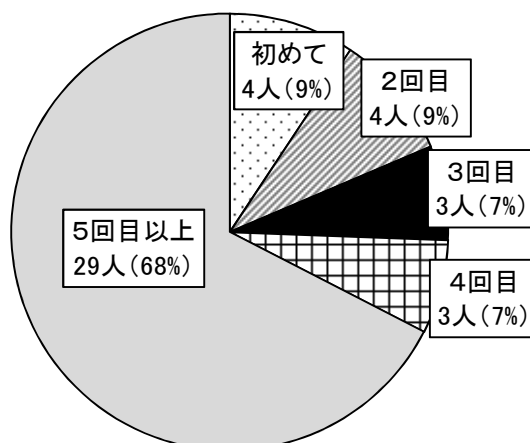
1. 料金が安いから = 39人
2. 自宅から近いから = 6人
3. 食事が美味しいから = 21人
4. 自然環境が良いから = 29人
5. プログラムが豊富だから = 5人
6. 周辺に見所が多いから = 10人
7. その他 = 2人 (部屋が広々としているから、天体観測)



料金が安い、自然環境が良い等、公の施設ならではの低料金設定、八ヶ岳の自然環境に魅力を感じている利用者が多いことがうかがえる。

Q 4. 今まで川崎市八ヶ岳少年自然の家を何回ご利用になりましたか。(〇は1つ)

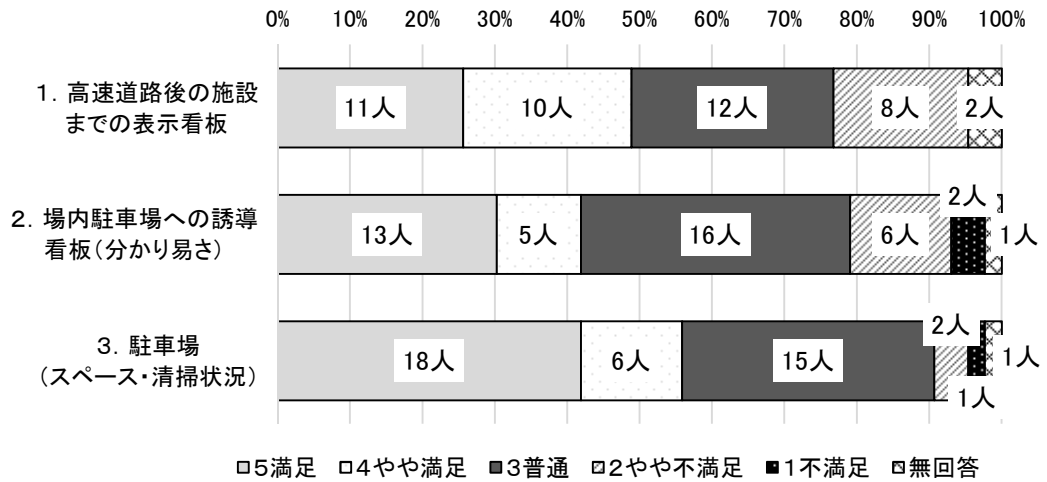
1. 初めて = 4人
2. 2回目 = 4人
3. 3回目 = 3人
4. 4回目 = 3人
5. 5回目以上 = 29人



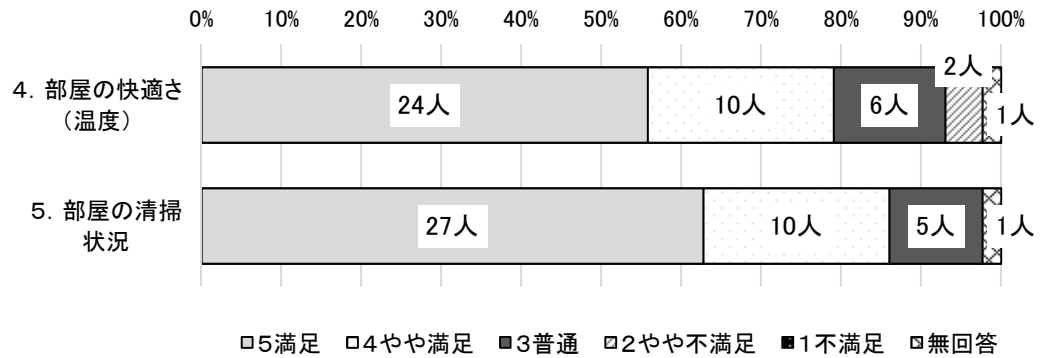
5回目以上の利用者が約7割、2回目以上の人を合わせると9割が複数回利用していることから、リピーターが非常に多いことがうかがえる。

Q12. ご利用いただいたサービスについての満足度をお聞かせください。(○印は1つ)

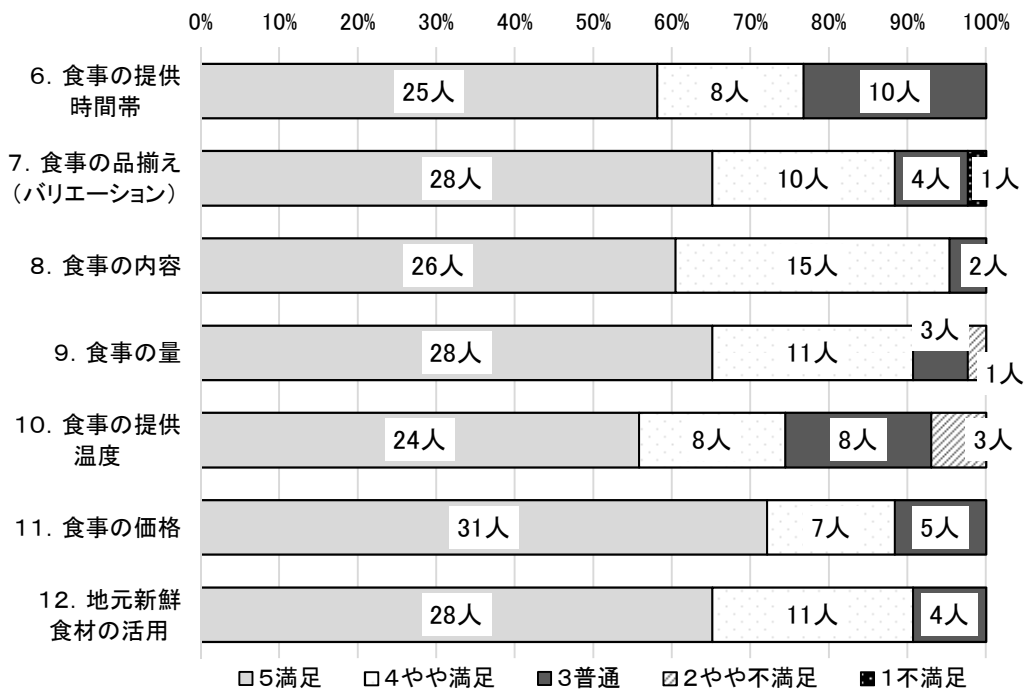
● 駐車場について



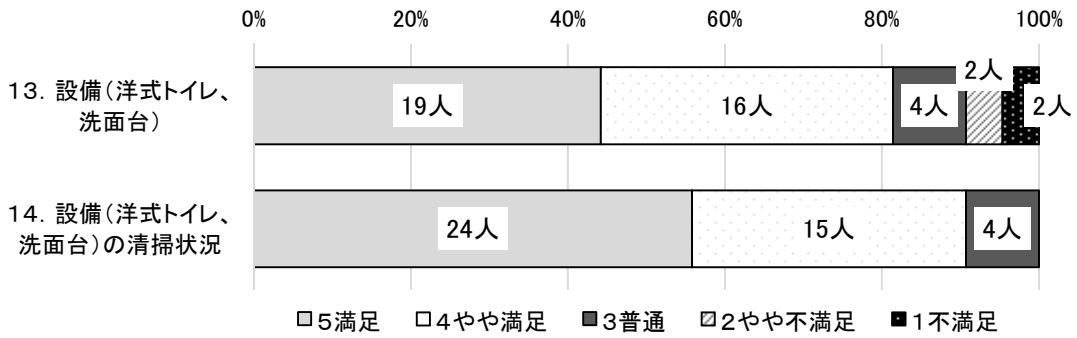
● 部屋について



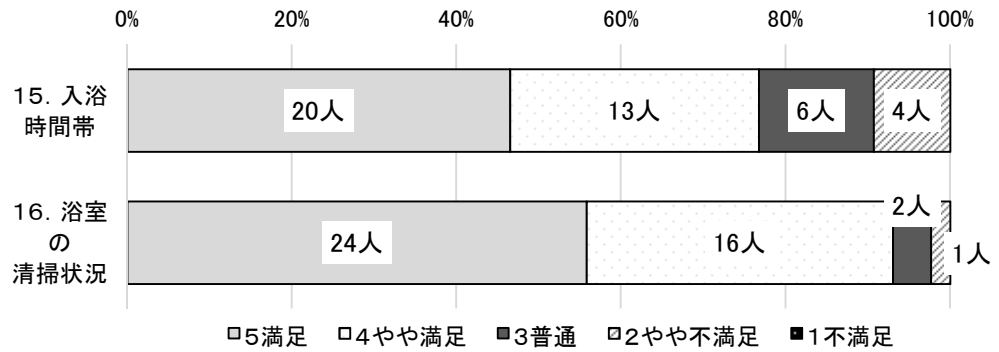
● 食堂について



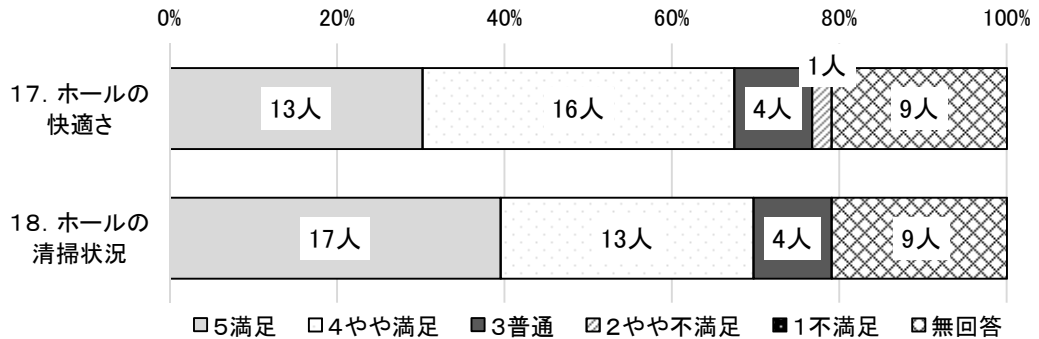
● トイレについて



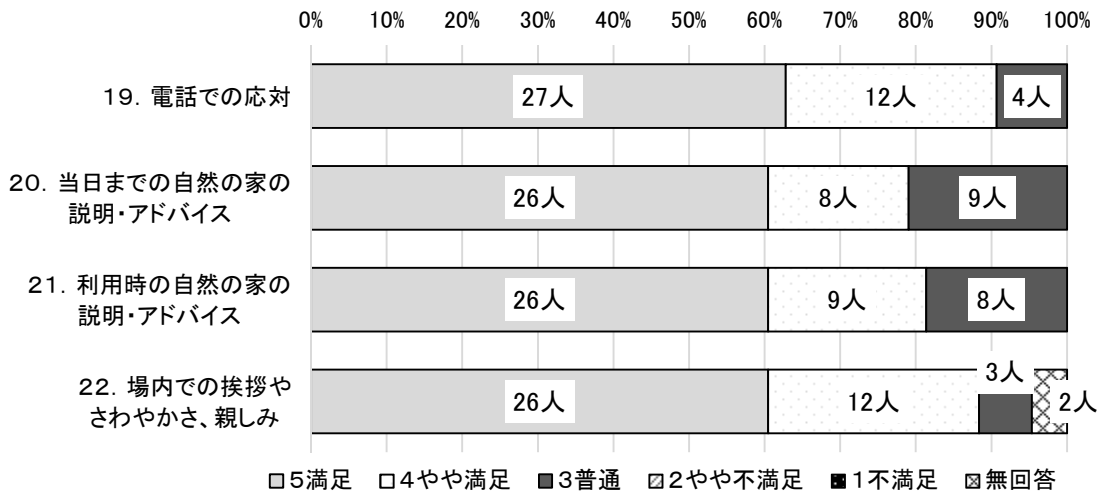
● 浴室について



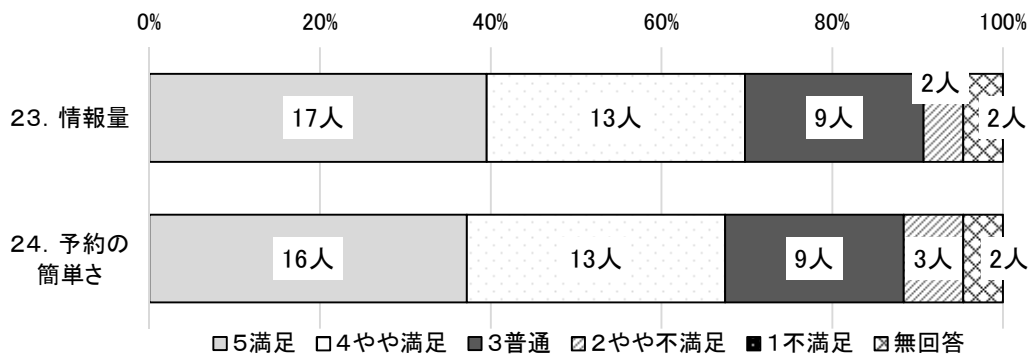
● プレイホールについて



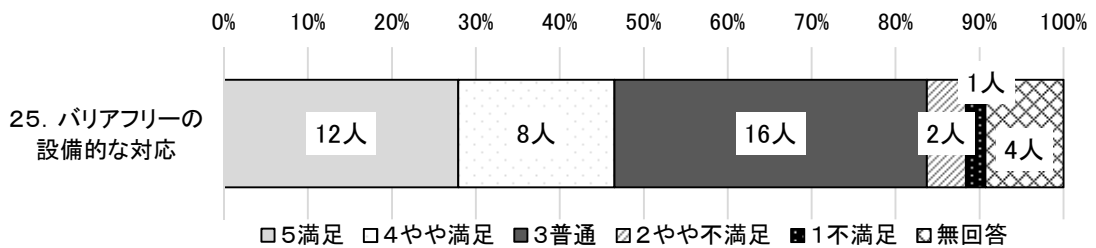
● スタッフについて



● ホームページについて



● その他



- Q13. 今後も川崎市八ヶ岳少年自然の家を利用し続けたいと思いますか。(○印は1つ)
 ぜひ利用し続けたい=43件 どちらとも言えない=0件
 利用し続けたくない=0件

回答者全員がぜひ利用し続けたいと回答しており、施設の利用に対し非常に満足を得られた状況であることが分かる。

- Q14. 知人に川崎市八ヶ岳少年自然の家を紹介したいと思いますか。(○印は1つ)
 紹介したい=38件 紹介しない=1件 わからない=4件